# 『小樽築港地区』における景観形成の考え方及び行為の制限

#### 地区の考え方

指定 H 8.11. 1 改定 H18. 2.15 改正 H21. 4. 1

> 地区面積 (約30,5ha)





ウォーターフロントを生かした街並み

地区の概況

物販、娯楽、宿泊施設、更には集合住宅といった複合的な機能を集積した新市街地が形成されている地区です。

周囲には、小樽港マリーナ、築港臨海公園などのウォーターフロントを生かした多くの施設のほか、幹線道路である築港海岸通線や自転車歩行者専用道路であるマリンロード、更には築港広場公園などの公共施設が整備され、新しい小樽の観光拠点として市民や観光客が多く訪れ、にぎわいを見せています。

景観形成の考え方

● ウォーターフロントを活用した広域集客拠点として、新たな魅力と活気あふれる都市景観の創出に努めます。

## 行為の制限

|     | 高                | <ul><li>・ 平磯公園眺望地点から見て、小樽港マリーナ及び港内水面を極力遮らない高さとする。</li><li>・ 上記以外の範囲では高層化に努める。</li></ul> |  |  |
|-----|------------------|---|--|--|
|     | 連続性              | ・ 敷地を空地や駐車場(青空駐車場含む。)とする場合には、道路側から見えにくくなる<br>よう塀、さく又は植栽などを設け、街並みの連続性に配慮する。              |  |  |
| 建築物 | 形外壁              | ・ 壁面構成は、水平方向・垂直方向の分節化に努める。  |  |  |
|     | 態<br>・<br>意<br>F | ・ 主要な眺望地点からの景観に配慮する。  |  |  |
|     |                  | ・ 主要な道路の交差点、屈曲部、突き当たりなど、多くの視線を集めやすい場所に位置す   |  |  |
|     |                  | る場合には、アイストップやランドマークとなることを意識した形態・意匠とするよう<br>努める。   |  |  |
|     | <u></u>          | ・ 周辺の街並みに配慮し、低明度、低彩度の色彩の使用に努める。   |  |  |
|     | 色<br>彩 外壁・腰      | ・ 周辺の歴史的建造物の外壁の色彩を基調とする。  |  |  |
|     |                  | <ul><li>裏面の「色彩基準等」による。</li></ul>  |  |  |
|     | その他              | ・ イルミネーションなど新しい都市のイメージにふさわしい演出に努める。   |  |  |
|     |                  | ・ 道路沿いでは、植栽などを行い緑化に努める。   |  |  |
|     |                  | ・ 建築物に設ける建築設備(屋上設備を含む。)は、道路その他の公共の場所から見えに   |  |  |
|     |                  | くい位置に設置する。やむを得ない場合には、ルーバーなどの覆いを設けるか壁面と同   |  |  |
|     |                  | 一の色調とするよう努める。   |  |  |
|     |                  | • ごみ集積所を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和を図るため、囲いや<br>緑化などによる修景や色彩などに配慮する。                       |  |  |
|     |                  | ・ 自動販売機を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和に努める。   |  |  |
|     |                  | • 日除けテントなどを設けるときは、建築物のアクセントとなるよう部分的な箇所に止め   |  |  |
| 工作物 | さく垣など            | ・ 道路などから望見される擁壁などは、材料・仕上げ材に配慮するかあるいは緑化などによ  |  |  |
|     |                  | る修景に努める。  |  |  |
|     |                  | ・ 敷地にさく、擁壁などを設ける場合には、極力生垣又は自然素材を用いたものとするよ<br>う努める。                                      |  |  |
|     |                  | ・ 携帯電話などの鉄塔、鋼管柱などを地上から立ち上げることは、原則禁止する。これら   |  |  |
|     | 鉄塔など             | - 携帯電話などの鉄塔、鋼管柱などを地上がら立ら上げることは、原則崇正する。これら<br>のものを設ける場合には、建物の屋上に設け、主要な道路などから見えにくい位置に設    |  |  |
|     |                  | 置する。  |  |  |
|     | 色彩               | • 周辺の街並みとの調和に配慮した色彩とする。   |  |  |
|     |                  | ・裏面の「色彩基準等」による。   |  |  |
|     |                  |   |  |  |

## 色 彩 基 準 等

## 1. 色彩基準

## ①基調色(ベースカラー)

建築物等の外観(屋根を除く。)に使用できる色彩の範囲は、下表のとおりとする。 ただし、下記のいずれかに該当する部分(場合)については、この限りでない。

- 着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分
- ・②に該当する場合

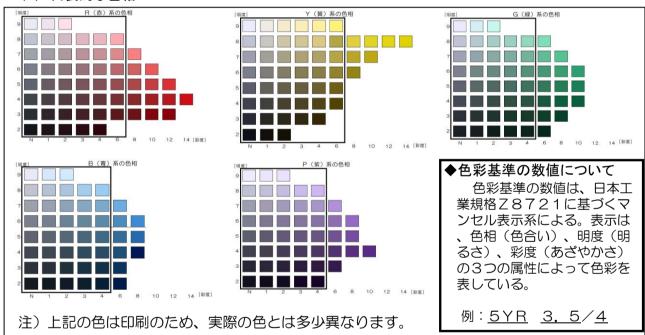
| 使用する色相 | 明度      | 彩度      |
|--------|---------|---------|
| R、YR、Y | 2以上とする。 | 6以下とする。 |
| 上記以外   |         | 4以下とする。 |

#### ②強調色(アクセントカラー)

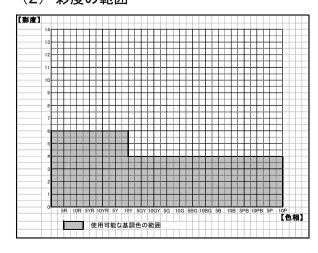
基調色以外の色彩を使用する場合は、1箇所当たり2平方メートル以下、かつ合計5平方メートル以下とする。

## 2. 使用できる色彩

#### (1) 代表的な色相



## (2) 彩度の範囲



#### (3) 明度の範囲

